| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） | | | |
| 第４　健康医療部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見 | | | |
| ８　大阪府周産期緊急医療体制整備事業補助金 | | | |
| 【監査の結果８】経費の内訳の報告  【健康医療部】 | 大阪府は，産科緊急医療活動共通経費及び新生児緊急医療活動共通経費について，補助事業者にその内訳を報告させ，内容を把握しておくべきである。 | 平成30年度実績における産科緊急医療活動共通経費及び新生児緊急医療活動共通経費の内訳については、補助事業者より報告を受け、内容について把握した。  今後は、実績報告に合わせ当該経費の内訳について報告するよう、徹底する。 | 措置 |
| 【監査の結果９】補助対象経費への該当性  【健康医療部】 | 大阪府は，平成30年度の新生児緊急医療活動共通経費のうち事務局費として計上された60万円について，補助対象経費に該当するか否かを精査し，その結果に応じて適切な対処をすべきである。 | 平成30年度実績に計上されていた当該経費については、補助事業者より、その使途や計上方法等について聞き取りを行ったところ、搬送受入れ連絡のために必要な入院個票のスキャニングや、委員会及び研究会の運営に必要な資料作成等の事務作業について、従事割合に応じた給料及び賃借料の計上を行ったものであったことから、交付要綱に定めた搬送受入れ連絡のための通信・連絡経費、委員会会議費、研修会会議費等の補助対象経費に該当することを確認した。  今後も、各費用の補助対象経費への該当性を精査し、補助金執行の適正性を担保していくこととする。 | 措置 |
| ９　泉州救命救急センター運営費補助金 | | | |
| 【監査の結果10】上限額を超えた補助金を交付する際の慎重な検討  【健康医療部】 | 大阪府は，泉州救命救急センター運営費補助金に関し，補助事業者に対し，収支差に係るもの以外の補助金に関し，合意により定めた上限額を超えて交付することが必要となる事態が生じ得るのであれば，その旨を交付要綱に明記すべきであり，実際に交付するに際しては，その必要性を慎重に検討すべきである。 | 補助金交付要綱を令和２年４月１日付けで改正し、備品購入費について、知事が特に必要と認めたときは、合意により定めた上限額を超えて補助金を交付できる旨を明記した。  今後は、実際に交付する際、泉州救命救急センターにおける患者の診療への影響を踏まえ、追加交付の必要性について別途協議を行い、その必要性を慎重に検討することとした。 | 措置 |
| 【監査の結果11】仕入控除税額報告書の提出の求め  【健康医療部】 | 大阪府は，泉州救命救急センター運営費補助金に関し，補助事業完了後，消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は，補助事業者に対し，仕入控除税額報告書を速やかに提出させるよう徹底すべきである。 | 補助金交付要綱を令和２年４月１日付けで改正し、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の様式を定め、提出について明記した。  今後は、補助事業者に対し、補助金交付要綱の規定に基づく仕入控除税額報告書の期限内の提出を徹底することとした。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 10　大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金 | | | |
| 【監査の結果13】補助金交付要件の遵守  【健康医療部】 | 大阪府は，大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金に関し，本補助金の補助対象経費となる代替職員経費について，交付要綱に基づく取扱いを徹底すべきである。 | 補助対象医療機関に対し、チェックリストを送付することにより再度周知をした上で、府においても提出された申請書についてチェックリストで確認を行うなど、交付要綱に基づく取扱いを徹底する。 | 措置 |
| 12　大阪府産科医分娩手当導入促進事業等補助金 | | | |
| 【監査の結果14】補助金額の再算定及び精算  【健康医療部】 | 大阪府は，大阪府産科医分娩手当導入促進事業等補助金の交付要綱における算定方法等について，現実の運用に則した内容に変更すべきである。 | 本補助金に係る申請書様式を交付要綱における算定方法に則した内容に変更した。 | 措置 |
| 14　大阪府看護師等養成所運営費補助金 | | | |
| 【監査の結果15】交付要綱の訂正  【健康医療部】 | 大阪府は，大阪府看護師等養成所運営費補助金の交付要綱別表1の「基準額Ｂ」との記載を抹消すべきである。 | 「大阪府看護師等養成所運営費補助金交付要綱」の見直しを行い、別表１の「基準額Ｂ」の記載を抹消した。（令和２年４月１日改正） | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 【監査の結果16】補助基本額の減額割合の明記  【健康医療部】 | 大阪府は，大阪府看護師等養成所運営費補助金の交付要綱等において，大阪府訪問看護ステーションインターンシップ事業に取り組まない補助事業者に対する補助基本額の減額割合を明記すべきである。 | 本補助金について確認したところ、これまで交付額が減額となった養成所はなく、インターンシップ事業の導入が浸透したと認められることから、「大阪府看護師等養成所運営費補助金交付要綱」の見直しを行い、別表１の補助基本額の減額にかかる記載を抹消した。（令和２年４月１日改正） | 措置 |
| 15　大阪府看護師等養成所施設設備整備費等補助金 | | | |
| 【監査の結果17】契約締結方法に関する資料の取得  【健康医療部】 | 大阪府は，大阪府看護師等養成所施設設備整備費等補助金を交付するに際し，補助事業者が一般競争入札に付する等府が行う契約手続の取扱いに準拠しているか否かを確認できる資料の提出を受けるべきである。 | 今後は、補助事業者に対し、府が行う契約手続の取扱いに準拠しているか確認するための資料提出の指示を徹底することとした。 | 措置 |
| 19　地方独立行政法人大阪府立病院機構への運営費負担金等 | | | |
| 【監査の結果18】運営費負担金算定基準の改訂  【健康医療部】 | 大阪府は大阪府立病院機構に対し支出する運営費負担金につき，交付要綱の別表として定める算定基準を現在の考え方を反映したものとして改訂すべきである。 | 現行の国の繰出基準及び負担金算定の考え方に合わせ、令和２年４月１日付けで運営費負担金交付要綱別表を改訂した。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 20　地域医療介護総合確保基金 | | | |
| 【監査の結果20】印紙の貼付漏れ  【健康医療部】 | 大阪府は，精神科救急医療体制における合併症支援システム整備事業（一般科医等活動分）（単価契約）及び精神科救急医療体制整備事業に関する業務の各委託契約書につき，印紙貼付漏れの無いようその複数職員による二重チェックを実施するなど，今後，事務の脱漏が生じないよう対策を講じるべきである。 | 委託契約書については、複数職員による二重チェックを実施し、今後、事務の脱漏が生じないよう対策を講じた。 | 措置 |
| 【監査の結果21】履行確認その他検査内容の記録  【健康医療部】 | 大阪府は，医療勤務環境改善支援事業委託について，検査実施内容につき，口頭確認した事項や閲覧した資料の特定等につき，具体的に記録化すべきである。 | 今後は、検査実施時に府が口頭確認した事項や閲覧した資料について、事後確認が可能となるよう平成28年度に作成したチェックリストに沿って、具体的に記録することとした。 | 措置 |
| 【監査の結果22】人件費の適切な把握  【健康医療部】 | 大阪府は，地域医療支援センター運営事業に関する業務委託の人件費の計算方法の詳細について，委託先に対し，書面での報告を求めるべきである。 | 業務委託の人件費において、大阪府立病院機構と兼務する職員の勤務時間のうち本事業にかかる従事割合を確認できる計算方法の詳細について、委託先に対し、書面での報告を求め、積算が適正であることを確認した。  なお、地域医療支援センター運営事業に関する業務委託は令和元年度で終了した。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第５　商工労働部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見 | | | |
| １　西成労働福祉センター補助金 | | | |
| 【監査の結果23】退職給付引当金の積立  【商工労働部】 | 大阪府は，西成労働福祉センター補助金に関し，補助事業者に対して，退職給付引当金を適切に積み立てるよう指導すべきである。 | 退職給付引当金を適切に積み立てるよう補助事業者に対して指導を行った。  補助事業者では、令和２年度より、退職金の支払いについては退職給付引当金を取り崩し、支払いに充てることとした。 | 措置 |
| ５　ものづくりイノベーション支援助成金 | | | |
| 【監査の結果24】取得財産の把握，定期的な所在確認  【商工労働部】 | 大阪府は，ものづくりイノベーション支援助成金に関し，補助金により取得した財産については，補助事業者に台帳を作成させた上，定期的に所在の確認を行うべきである。 | 補助金により財産を取得した補助事業者に対して、令和２年４月14日付けで取得財産の管理状況調査を実施した。  同調査では、調査票による報告に加え、対象財産の現状を示す写真の提出を求め、確認した。  　その結果、すべての補助事業者が財産を適切に管理していた。  今後も、毎年４月に同調査を実施し、財産の管理状況を把握する。  なお、補助金により取得した財産の台帳と現物の確認は、完了検査の際に行っており、今後も適切に実施する。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） | | |
| 第１　全般的事項に係る監査の結果及び意見 | | |
| １　統括部署の設置及び全庁的な管理体制の整備 | | |
| 【意見１】統括部署の設置及び全庁的な管理体制の整備  【財務部】 | 大阪府は，  (1) 補助金等に関する全庁的な管理体制を整備すべきである。その方法として，統括的な管理部署を設けるか，既存の部署のいずれかに統括的な機能を担わせる等すべきである。  （2）その統括的管理部署において，以下の事項を含めた検討を行うべきである。  ①　補助金等の全庁的把握  ②　補助金等に関する基本方針の策定  ③　補助金・負担金・交付金・委託事業・直営事業の整理  ④　交付要綱作成のガイドラインの策定  ⑤　効果測定機能の充実に資する効果検証方法の検討  ⑥　検査調書記載方法に関する指針の改良 | 補助金については、「大阪府補助金交付規則」（以下、交付規則）及び「大阪府補助金交付規則の施行について（通知）」（以下、総務部長通知）により、交付の申請等の取扱いを規定し、個々の補助金所管部局のマネジメントにより業務が行われているところ。  　交付規則所管部として今後は、定期的に交付規則等を各部局に周知するとともに、補助金に関する一覧のホームページ公表について検討し、より一層の制度周知・透明性確保に努める。 |
| ２　補助金交付要綱等のホームページでの公表 | | |
| 【意見２】補助金交付要綱等のホームページでの公表  【財務部】 | 大阪府は，交付要綱等を制定している補助金等について，その交付要綱等を大阪府のホームページにおいて公表すべきである。 | 総務部長通知において、要綱の告示を規定していることから、個々の補助金所管部局のマネジメントにより対応するものと考える。  　交付規則所管部としては、前述のとおり、補助金の透明性を確保する観点から、補助金に関する一覧のホームページ公表について検討しているところ。 |
| ３　補助金の事業費補助への転換 | | |
| 【意見３】運営費補助の見直し  【財務部】 | 大阪府は，運営費補助の性質を有する補助金について，運営費補助を行うことができる統一的な基準等を設け，事業費補助とすることが可能な補助金については事業費補助へ転換することを検討すべきである。 | 財政再建プログラム（案）において、「運営補助は原則禁止」として、可能なものは運営費補助から事業費補助への見直しを実施している。 |
| ４　補助金の定期的な見直し | | |
| 【意見４】継続的検討の仕組みの設定  【財務部】 | 大阪府は，補助金等について，漫然と補助金等の支出が継続することがないよう，定期的に，全ての補助金等の要否を見直すなど，全庁的に検討する仕組みを設けるべきである。 | これまで、財政再建プログラム（案）や行財政改革推進プラン（案）において、一部補助金の廃止や制度見直しを実施している。  また、毎年度の予算編成過程においては、要求部局から必要に応じてヒアリングを実施し、予算査定を行うとともに、補助金交付要綱の制定・改正時の決裁過程等において、各補助金に対する一定のチェックを行っており、今後とも継続的に実施していく。 |
| ５　独占禁止法違反，前科の確認 | | |
| 【意見５】独占禁止法違反，前科の確認  【財務部】 | 大阪府は，全ての補助金について，事業者が補助金を申請する時点あるいは大阪府が補助金を交付する時点等の一定の時点で，補助事業者が補助金の独占禁止法違反及び前科の有無に関する受給資格を満たしていることを確認する方策を講じるべきである。 | 交付規則及び総務部長通知において、補助事業者等について規定していることから、個々の補助金所管部局のマネジメントにより確認を行うものと考える。  交付規則所管部として今後は、定期的に交付規則等を各部局に周知する。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ６　暴力団員等の排除 | | | | |
| 【意見６】暴力団員等の排除の仕組み  【政策企画部】 | 大阪府は，補助金の交付申請があった場合，「大阪府の事務及び事業から暴力団を排除するための指針」において排除措置を不要としている団体が申請者である場合を除き，全件，要件確認申立書及び暴力団等審査情報を提出させ，これに基づき大阪府警察本部に対し，暴力団員等に該当するか否かを照会し，該当しないことを確認した上で交付決定をなすべきである。 | 指針で不要とする場合を除き、全件、要件確認申立書及び暴力団等審査情報を提出させることや「大阪府の暴力団排除に関する協定書」に基づく照会の徹底について、庁内ＷＥＢページでの周知や毎年度開催している不当要求排除対策研修会（令和２年度は計８回実施）を通じて、改めて庁内に周知徹底を図った。 | | |
| ７　消費税仕入額控除 | | | | |
| 【意見７】消費税仕入額控除に関する要綱上の記載不備等  【財務部】 | 大阪府は，補助事業者が消費税の課税事業者である場合，消費税仕入税額控除の取扱いについて国の取扱方針を参考に，補助金交付規則又は交付要綱に明記するなど統一して取り扱うべきである。また，大阪府が消費税込みで補助金を支給した事業者については，仕入税額控除を受けたかどうかについて必ず大阪府に報告させるべきである。 | | 消費税仕入税額控除の取扱いについては、今年度中に総務部長通知を改正し、統一的な取扱いを周知する予定である。 | |
| 第２　府民文化部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見 | | | | |
| １　公益財団法人大阪国際平和センター補助金 | | | | |
| 【意見８】補助金交付要綱の作成  【府民文化部】 | 大阪府は，大阪国際平和センター補助金（運営費・長期修繕）について，支出の根拠となる個別の補助金交付要綱を作成するか，伺い定めの中に，要綱に記載すべきとされている事項を記載すべきである。 | 要綱の制定を検討した結果、本補助金は府の指定出資法人である財団のみを対象としており、総務部長通知においても、特定少数の補助事業者を対象とする補助金の交付に当たっては、伺い定めによることができるとされていることから、令和２年度より、要綱に記載すべき事項のうち、必要な事項を伺い定めの中に明記することとした。 | | |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 【意見９】実績に基づいた数値目標による予算要求の必要性  【府民文化部】 | 大阪府は，大阪国際平和センター補助金（運営費）に係る予算要求に際して，実績に基づいた入館者数及び入館料予測を前提として，予算要求をすべきである。 | 令和３年度予算要求時より実績に基づいた入館者数及び入館料予測を前提とした予算要求を行うこととした。 |
| 【意見10】予算書の正確な作成，提出された予算書のチェック  【府民文化部】 | 大阪府は，大阪国際平和センターに対して，予算書を正確に作成させるべきである。また，大阪府は，大阪国際平和センターから提出された予算書を，過年度に提出された実績報告書等と対比の上，予算書の項目に誤りが無いかをチェックすべきである。 | 予算書を、正確に作成するよう財団に対して周知徹底を図った。大阪府において提出された予算書と過年度に提出された実績報告書等の記載に誤りがないか複数人で確認する等、適正な事務処理を行うこととした。 |
| ２　大阪観光局運営事業費負担金 | | |
| 【意見11】大阪観光局による各事業ごとの経済効果等の測定及び事業報告書や事業報告参考資料への記載  【府民文化部】 | 大阪府は，大阪観光局に対し，各事業ごとの経済効果等を測定させるとともに，事業報告書や事業報告参考資料にその測定した結果を記載させるべきである。 | 大阪観光局の各事業ごとの経済効果を合理的かつ客観的に測定することは、現時点では困難である。  　今後、そのような測定方法が確立した段階で、事業報告書等への掲載について検討を行う。  　当面の間は、（公財）大阪観光局においては毎年度、事業の取組結果に対する内部評価を行っていることから、今後、これを観光局のホームページにおいて公表することとする。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 【意見12】大阪府による各事業ごとの効果検証及び検証結果の記録化  【府民文化部】 | 大阪府は，大阪観光局が実施した各事業ごとの効果検証を行うとともに，各事業の効果検証をした結果を記録化すべきである。 | 大阪府においては、（公財）大阪観光局に対し、大阪観光局事業に関する負担金を支出しており、これに対する事業の適正な運営を確認するとともに、事業報告書等の書類を提出させ、検査調書を作成している。  今後、これらの報告書を基に、観光局の事業執行状況に対する評価を行い記録化することとした。 |
| ３　台風21号における大阪国際会議場修繕工事事業負担金 | | |
| 【意見13】修繕工事の実施方法  【府民文化部】 | 大阪府は，台風21号による大阪府立大阪国際会議場の修繕工事の実施について，指定管理者に対して負担金を支出するという方法により実施すべきではなく，一般競争入札による委託をすべきであり，一般競争入札の方法が困難である場合は，緊急随意契約により実施すべきである。 | 今後は、大阪府の契約ルールに基づき対応を行うこととした。 |
| 【意見14】指定管理者による修繕工事事業の金額の妥当性の検証  【府民文化部】 | 大阪府は，指定管理者が行った台風21号による大阪府立大阪国際会議場の修繕工事の金額の妥当性の検証を行うべきである。 | 今後は、大阪府の契約ルールに基づき対応を行うこととした。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| ４　大阪・光の饗宴実行委員会負担金 | | |
| 【意見15】実行委員会の議事概要における議決結果の記載  【府民文化部】 | 大阪府は，実行委員会に対して，実行委員会の会議における予算等の議決結果を文書化させるべきである。 | 実行委員会では、平成30年度より議決結果を文書化することとした。 |
| ６　　大阪ストーリープロジェクト事業補助金 | | |
| 【意見16】補助金の制度設計の見直しの検討  【府民文化部】 | 大阪府は，事業者にとって，大阪ストーリープロジェクト事業補助金が使いやすいものとなるよう，本補助金の制度設計の見直しを検討すべきである。 | 大阪ストーリープロジェクト補助金は令和元年度限りで廃止した。なお、令和２年度より、従来から実施している市町村等観光振興支援事業補助金の制度を一部改正し、市町村等が観光拠点の魅力向上に関する事業を行う場合に活用できるよう対応した。 |
| 【意見17】補助事業年度の翌年度以降の成果報告書のチェック方法  【府民文化部】 | 大阪府は，大阪ストーリープロジェクト事業補助金に関し，補助事業年度の翌年度以降の成果報告書の提出を受けた場合には，速やかにその記載内容を確認し，補助事業の成果を把握するよう努めるとともに，補助事業者に対して成果報告書の記載内容について指導や問い合わせをした場合は，その記録（内容・日時）を残すなど，補助事業年度の翌年度以降に提出された成果報告書のチェック方法を改めるべきである。 | 成果報告書の提出を受けた際には、速やかにその記載内容の確認を行い成果を把握するとともに、記載内容について指導や問い合わせを行う場合は記録を残すこととした。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 【意見18】補助事業の目的に沿った成果指標の設定  【府民文化部】 | 大阪府は，大阪ストーリープロジェクト事業補助金において，補助事業者に対して，訪問客数や施設利用者数といった人数以外の成果指標も設定するよう予め指導し，多角的に，補助事業の目的に沿った補助事業の効果測定ができるようにすべきである。また，大阪府は，2年連続で同一ストーリーのために同一事業者に対して本補助金が交付されている場合は，補助事業者に対して，各年度の補助事業ごとの効果測定をするよう指導すべきである。 | 人数以外の成果指標として、例えば、補助事業により作成したアプリのダウンロード数や配架物の配布数などといった幅広い成果指標を設定するよう指導を行った。  また、２年連続で同一ストーリーのために同一事業者に対して本補助金が交付されている場合は、各年度の補助事業ごとの効果測定を行うよう指導し、各年度ごとの成果報告書を提出させることとした。 |
| ７　大阪マラソン開催業務に係る負担金 | | |
| 【意見19】組織委員会や組織委員会の他の構成員との協定書の締結  【府民文化部】 | 大阪府は，大阪マラソン組織委員会に対して負担金を交付するにあたっては，組織委員会や組織委員会の他の構成員との間で，大阪府が支出する負担金の金額・使途及び協定書からの離脱方法等の基本的事項について，協定書を締結するなどして，大阪府が果たすべき役割，その内容及び根拠を明確化すべきである。 | 令和２年度から、大阪府、大阪市、大阪マラソン組織委員会との間で、大阪府が支出する負担金の金額・使途等を記載した協定書を締結することとした。 |
| 【意見20】募集方法Ⅰ（分割発注を検討すべき）  【府民文化部】 | 大阪府は，大阪マラソン組織委員会に対して，組織委員会が大阪マラソンに係る業務委託をする際に，業務の分割発注を検討させるべきである。 | 大阪府は、大阪マラソン組織委員会に、業務の分割発注の検討をするよう求めた。  その結果、大阪マラソン組織委員会は、令和３年度から令和５年度までの事業に係る公募において、業務の一部を分割発注することとした。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 【意見21】募集方法Ⅱ（開催準備業務及び開催運営業務を含めて，受託事業者を公募すべき）  【府民文化部】 | 大阪マラソンに係る業務の一括発注が適切であると判断され，さらに，開催準備業務の受託事業者がそれに続く開催運営業務もあわせて受託することが妥当と判断された場合には，大阪府は，大阪マラソン組織委員会に対して，組織委員会が大阪マラソンに係る業務の委託者を公募する際，開催準備業務及び開催運営業務を含めた事業総額及び準備・運営・企画面について公募させるべきである。 | 大阪府は、大阪マラソン組織委員会に対して、組織委員会が大阪マラソンに係る業務の委託者を公募する際、開催準備業務及び開催運営業務を含めた事業総額及び準備・運営・企画面についての公募であることを明記するよう求めた。  その結果、大阪マラソン組織委員会は、令和３年度から令和５年度までの事業に係る公募においては、開催準備業務及び開催運営業務を含めた「企画調整・大会運営等業務」として公募を行うこととした。 |
| 【意見22】募集方法Ⅲ（負担金の削減）  【府民文化部】 | 大阪府は，大阪マラソン組織委員会に対して，組織委員会が開催準備業務の受託者の募集をする際に，行政負担金を下げる提案がなされた場合の審査における配点を見直させるなど，大阪府の負担金が削減される工夫をさせるべきである。 | 大阪府は、大阪マラソン組織委員会に対して、大阪府の負担金が削減される工夫について、検討するよう求めた。  その結果、大阪マラソン組織委員会は、令和３年度から令和５年度までの事業に係る公募において、審査基準を見直し、行政負担金の提案価格を価格点の中に盛り込むこととした。 |
| ８　輝け！子どもパフォーマー事業補助金 | | |
| 【意見23】検査調書の検査評価欄の記載方法  【府民文化部】 | 大阪府は，輝け！子どもパフォーマー事業補助金の検査手続において，不適正な事項が検出されなかったのであれば，検査調書の「証拠書類の整備状況」欄及び「検査評価」欄には，「概ね，適正である。」ではなく，単に，「適正である。」と記載すべきである。 | 検査手続において、不適正な事項が検出されなかった場合には、検査調書内の「証拠書類の整備状況」欄及び「検査評価」欄には、「適正である」と記載するよう改めた。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| ９　恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金 | | |
| 【意見24】補助金の制度設計の見直しの検討  【府民文化部】 | 大阪府は，事業者にとって，恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金が使いやすいものとなるよう，本補助金の制度設計の見直しを検討すべきである。 | 本補助金については、ここ数年申請が少ないことや、既に37市町村90地区において整備を行ってきたことから、事業目的は一定程度達成したものと考えており、令和２年度限りとする予定である。  なお、令和２年度より、従来から実施している市町村等観光振興支援事業補助金の制度を一部改正し、市町村等が観光拠点の魅力向上に関する事項を行う場合に活用できるよう対応した。 |
| 【意見25】補助事業年度の翌年度以降の成果報告書のチェック方法  【府民文化部】 | 大阪府は，恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金の補助事業年度の翌年度以降に提出された成果報告書に基づき，補助事業者に対して成果報告書の記載内容について指導や問い合わせをした場合は，その記録（内容・日時）を残すなど，補助事業年度の翌年度以降に提出された成果報告書のチェック方法を改めるべきである。 | 成果報告書の提出を受けた際には、速やかにその記載内容の確認を行い成果を把握するとともに、記載内容について指導や問い合わせを行う場合は記録を残すこととした。 |
| 【意見26】補助事業の目的に沿った成果指標の設定  【府民文化部】 | 大阪府は，恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金の補助事業者に対して，地域住民の参加という成果指標を可能な限り設定するよう予め指導し，多角的に，補助事業の目的に沿った補助事業の効果測定ができるようにすべきである。 | 実施計画書提出後に補助事業者へヒアリングを実施し、成果指標に地域住民の参加を設定するよう指導した。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 第３　福祉部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見 | | |
| １　介護保険苦情処理業務支援事業費補助金 | | |
| 【意見27】補助事業費の実態に則した積算  【福祉部】 | 大阪府は，介護保険苦情処理業務支援事業費補助金について，実態に則した補助金額の積算を行うべきである。 | 意見を踏まえ、補助金の実績報告に係る検査を実施した際等に、事業実態を確認した上で、府で独自に必要額を積算し、実態に則した補助金額の積算を行うこととした。 |
| 【意見28】大阪府国保連合会における事業費の検証  【福祉部】 | 大阪府は，大阪府国保連合会の現状の苦情処理事業に対応する体制が必要十分かつ適当であるのか，また，物件費の負担割合等，事業費として集計すべき範囲が府の補助対象とすべき範囲と一致しているのかといった点を検証すべきである。 | 意見を踏まえ、補助金の実績報告に係る検査を実施した際等に、事業実態を確認した上で、府で独自に必要額を積算し、検証を行った。 |
| ２　軽費老人ホーム事務費補助金 | | |
| 【意見29】実地調査の実施  【福祉部】 | 大阪府は，軽費老人ホーム事務費補助金について，補助事業の検査時又は確定決算書の確認時に，帳簿や証憑の閲覧を含めた実地調査を実施すべきである。 | 意見を踏まえ、今後は帳簿等の閲覧を含めた実地調査を実施することとした。  なお、実地調査については新型コロナウイルス収束後に実施する。 |
| ３　保育士修学資金貸付等事業補助金 | | |
| 【意見30】当初予算での計上  【福祉部】 | 大阪府は，保育士修学資金貸付等事業補助金について，当初予算の予算要求時に見込額を計上し，補正予算で貸付実績に応じて補正を行うことを検討すべきである。 | 意見を踏まえ、令和２年度当初予算から所要額を計上し、貸し付け実績に応じて補正予算で対応することとした。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| ４　大阪府母子・父子福祉センター運営補助金 | | |
| 【意見31】物件費負担の妥当性の検討  【福祉部】 | 大阪府は，大阪府母子・父子福祉センター事業とひとり親家庭職業訓練資金貸付金事業の二つの事業の職員数のみで賃借料総額を按分し各事業の負担とすることが適切であったのか検証すべきである。 | 大阪府母子・父子福祉センター運営補助事業は令和２年６月をもって終了している。賃借料については、二つの事業の職員数だけでなく、実施している事業費等を勘案するなど他の按分方法もあったと認識しており、今後、類似の運営補助事業を実施する際は考慮する。 |
| 【意見32】補助金交付要綱の作成  【福祉部】 | 大阪府は，大阪府母子・父子福祉センター運営補助金について，補助対象事業や補助対象経費，補助金交付額の算定方法，その他交付の条件等を明確にするため，要綱を作成すべきである。 | 大阪府母子・父子福祉センター運営補助事業は令和２年６月をもって終了しており、今後、当該補助金を交付する予定はない。 |
| ５　児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金 | | |
| 【意見33】当初予算での計上  【福祉部】 | 大阪府は，児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金について，当初予算の予算要求時に見込額を計上し，補正予算で貸付実績に応じて補正を行うことを検討すべきである。 | 意見を踏まえ、令和２年度当初予算から所要額を計上し、貸し付け実績に応じて補正予算で対応することとした。 |
| 【意見34】検査時における証憑の確認  【福祉部】 | 大阪府は，児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金について，補助対象事業費の検査時に領収書等の証憑を確認すべきである。 | 令和２年度から実績報告書に基づく検査時において、補助対象事業費と貸付証書、預金通帳及び支出関係書類等とを照合することとした。 |
| ６　福祉活動指導員設置事業費補助金 | | |
| 【意見35】定額補助の見直し  【福祉部】 | 大阪府は，福祉活動指導員設置事業費補助金について，補助すべき金額をどのように算出すべきか検討し，毎年同額の補助金を交付する取り扱いを見直すべきである。 | 意見を踏まえた上で、補助すべき金額をどのように算出すべきか引き続き検討し、毎年示される予算編成方針に従って適切に対応を行う。 |
| 【意見36】補助金交付要綱の作成  【福祉部】 | 大阪府は，福祉活動指導員設置事業費補助金について，補助対象事業や補助対象経費，補助金交付額の算定方法，その他交付の条件等を明確にするため，交付要綱を作成すべきである。 | 本件は、国通知に基づく事業を都道府県社会福祉協議会が実施するものであり、補助金の対象が特定少数であるため、交付要綱は策定していないが、大阪府予算編成過程公表サイトにおいて、交付目的、対象事業等を府民に対し情報提供している。  今後も意見や全庁方針を踏まえつつ、適切に対応を行う。 |
| ７　福祉施設経営指導事業費補助金 | | |
| 【意見37】定額補助の見直し  【福祉部】 | 大阪府は，福祉施設経営指導事業費補助金について，補助すべき金額をどのように算出すべきか検討し，毎年同額の補助金を交付する取り扱いを見直すべきである。 | 意見を踏まえた上で、補助すべき金額をどのように算出すべきか引き続き検討し、毎年示される予算編成方針に従って適切に対応を行う。 |
| ８　社会福祉施設職員等研修事業費補助金 | | |
| 【意見38】実態に則した実績報告書の入手  【福祉部】 | 大阪府は，社会福祉施設職員等研修事業費補助金について，事業費の実態の把握や今後の補助金額積算の妥当性検討のためにも実態に則した実績報告書の提出を求めるべきである。 | 令和元年度分の補助金の実績報告書について、「その他（自主財源）」の項目を明記し、事業費の実態が確認できるよう変更したものを提出させた。今後も実態に則した実績報告書の提出を求める。 |
| ９　社会福祉施設職員福利厚生基金 | | |
| 【意見39】補助金の継続可否の検討  【福祉部】 | 大阪府は，一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会補助金について，今後も同様の補助金額を継続するか否かについて，その成果という観点から慎重な検討を行うべきである。 | 意見を踏まえ、全国の自治体調査を実施するなどにより基金のあり方の検討を行い、基金の廃止等により財源を有効活用する方向で一定整理した。  今後、具体的な活用方法等について、引き続き検討を行う。 |
| 【意見40】検査方法の見直し  【福祉部】 | 大阪府は，一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会補助金について，当該補助事業の検査においては，事業規模，補助金の性質等を勘案し，効率性，必要性を踏まえてその手法を見直すべきである。 | 令和２年度から補助金検査の方法を、各支出書類と証憑を照合する方法から、補助事業が福祉施設職員の福利厚生の増進に資するものか、また、補助対象として適切かどうかを実績報告書等により確認する方法に変更し、効率化した。 |
| 【意見41】補助金交付要綱の作成  【福祉部】 | 大阪府は，一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会補助金について，補助金交付先として特定の団体のみが想定されているとしても，府民に対して個々の補助金の合理性，安定性，公平性，公明性を積極的に説明し情報提供するために，本補助金の交付要綱を作成すべきである。 | 社会福祉施設職員福利厚生基金を廃止する等により財源を有効活用する方向で一定整理した。  今後の検討結果も踏まえて、補助金交付要綱の作成について判断する。 |
| 【意見42】基金のあり方の検討  【福祉部】 | 大阪府は，社会福祉施設職員福利厚生基金について，基金のあり方を抜本的に見直し，特定目的基金への変更等，その目的が果たせる形を検討すべきである。 | 意見を踏まえ、全国の自治体調査を実施するなどにより基金のあり方の検討を行い、基金の廃止等により財源を有効活用する方向で一定整理した。  今後、具体的な活用方法等について、引き続き検討を行う。 |
| 第５　商工労働部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見 | | |
| １　西成労働福祉センター補助金 | | |
| 【意見57】財政的関与のあり方の検討  【商工労働部】 | 大阪府は，西成労働福祉センター補助金に関し，補助金交付という府の財政的関与の手法が現時点においても最も適切な手法であるのか検証し，検証の結果を積極的に府民に対し情報発信すべきである。 | 西成労働福祉センター補助金に関しては、毎年度の予算編成作業の過程において内容の検証を行い、併せてその過程や結果を公表しているところ。財政的関与の手法については、今後も引き続き検討する。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 【意見58】交付要綱の作成  【商工労働部】 | 大阪府は，西成労働福祉センター補助金に関し，交付金額の適正性，交付手続きの安定性，透明性を確保するため，交付要綱を作成するべきである。 | 令和元年度に交付要綱を作成し、令和２年３月30日付けで施行した。 |
| ２　あいりん地域高齢労働者特別清掃事業補助金 | | |
| 【意見59】交付要綱の作成  【商工労働部】 | 大阪府は，あいりん地域高齢労働者特別清掃事業補助金に関し，交付金額の適正性，交付手続きの安定性，透明性を確保するため，交付要綱を作成するべきである。 | 高齢労働者特別清掃補助金については、大阪府補助金交付規則及び関連通知に基づき、交付要綱に代わるものとして、その内容を網羅した伺い定めにより適正に執行してきたが、令和元年度よりあいりん労働福祉センターの閉鎖に伴い事業を廃止した。 |
| 【意見60】実績報告書の添付書類の記載  【商工労働部】 | 大阪府は，あいりん地域高齢労働者特別清掃事業補助金に関し，補助事業者が提出する補助金事業実績報告書添付の事業補助金決算の内訳においては，補助事業を行うにあたって実際に必要となった金額を記載させるべきである。 | 高齢労働者特別清掃補助金については、補助事業者がその委託先に対して実施する検査に大阪府が立ち会い、実際に必要となった金額等を把握する等、適正に執行してきたが、令和元年度よりあいりん労働福祉センターの閉鎖に伴い事業を廃止した。 |
| 【意見61】購入物品の把握  【商工労働部】 | 大阪府は，あいりん地域高齢労働者特別清掃事業補助金に関し，補助金の額の適正性を担保するために，補助事業者と委託契約を締結している委託先において委託金額を原資として購入した物品の管理状況について，把握しておくべきである。 | 高齢労働者特別清掃補助金については、補助事業者がその委託先に対して実施する検査に大阪府が立ち会い、購入した物品を把握する等、適正に執行してきたが、令和元年度よりあいりん労働福祉センターの閉鎖に伴い事業を廃止した。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| ３　大阪ホームレス就業支援センター運営協議会管理運営補助金 | | |
| 【意見62】大阪ホームレス就業支援センター運営協議会に対する財政的関与のあり方  【商工労働部】 | 大阪府は，大阪ホームレス就業支援センター運営協議会管理運営補助金に関し，本補助金交付という財政的関与のあり方が妥当であるかを検討の上，府民に対して検討結果を情報提供すべきである。 | 当該意見について、令和２年７月15日開催の大阪ホームレス就業支援センター運営協議会総会において報告し、実務担当者会議で検討することを確認した。今後、補助金以外の手法についても検討する。 |
| 【意見63】ホームページの適宜の更新  【商工労働部】 | 大阪府は，大阪ホームレス就業支援センター運営協議会管理運営補助金に関し，補助事業者が事業状況を記載しているホームページが適宜更新されているかどうかについて適宜把握し，更新されていない場合は指導を行うべきである。 | 補助事業者において、令和元年度にホームページの更新を行った。また、更新漏れを防ぐため、今後は、府を含む協議会構成員で、一か月に一度実施する、実務担当者会議及び大阪ホームレス担当者会議において確認作業を行うこととし、運営協議会内で周知徹底を図った。 |
| ４　大阪起業家スタートアップ補助金 | | |
| 【意見64】効果指標に関する交付要綱等への明記  【商工労働部】 | 大阪府は，大阪起業家スタートアップ補助金に関し，補助事業の目的に則した効果指標を交付要綱等で明記した上で，効果指標実現の有無について，補助事業者から情報を提供させるよう検討すべきである。 | 本事業の効果指標としている「売上」「雇用数」については、補助事業者から随時報告いただいている状況だが、引き続き、より実効的に情報収集が可能となるよう補助事業者に対してヒアリング等を行い、その結果を踏まえ、交付要綱への明記を含め、最適な手法を検討していく。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 【意見65】補助対象経費に関する変更申請  【商工労働部】 | 大阪府は，大阪起業家スタートアップ補助金に関し，補助対象経費の額が一定割合を超えて変更した場合は，その都度補助事業者から変更申請書を提出させる等の仕組みを検討すべきである。 | 本補助金の補助対象経費は交付要綱で定める「創業等に要する経費」である。今回の意見を踏まえ検討を進めたが、創業期は将来の見通しについて不確定要素が多く、このような特性を踏まえると、柔軟に対応していくことが求められると考えている。なお、補助事業者が経費を適正に執行しているかについて、今後も引き続き確認していく。 |
| ５　ものづくりイノベーション支援助成金 | | |
| 【意見66】効果測定からのフィードバック  【商工労働部】 | 大阪府は，ものづくりイノベーション支援助成金に関し，補助金交付後5年後においても企業化が未達成であった場合，その理由について把握し，補助金選定の審査会に情報提供することにより，今後のより実効的な審査につなげるべきである。 | 今回の意見を踏まえ、令和３年度以降は企業化状況報告等の内容を審査会に情報提供し、より実効的な審査が行われるよう努めていく。 |
| 【意見67】実績確認時の検査記録への記載  【商工労働部】 | 大阪府は，ものづくりイノベーション支援助成金に関し，補助金の実績確認時の確認内容について，補助事業検査記録に記載しておくべきである。 | 令和元年度から、実地検査で確認した事項を記録するよう改善し、検査調書に別紙として添付することとした。 |
| ６　大阪府企業立地促進補助金 | | |
| 【意見68】撤退事例に関する把握とPDCAの確保  【商工労働部】 | 大阪府は，大阪府企業立地促進補助金に関し，交付決定が取り消された事案について，取り消された理由も含めて補助事業者選定の審査会に情報提供し，今後の有効な審査につなげるべきである。 | 交付決定を取り消した案件については、その理由も含めて取消決定を行った直近で開催する審査会への報告を実施する。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| ７　大阪府中小企業取引振興事業費補助金 | | |
| 【意見69】合理的な成果目標の設定  【商工労働部】 | 大阪府は，大阪府中小企業取引振興事業費補助金に関し，補助事業者における事業計画に記載する成果目標について，一律に前年と同様の数字を記載するのではなく，その都度合理的な数字を設定するよう，大阪府として引き続き指導するべきである。 | 成果目標についてはこれまでも合理的な数字を設定するよう指導してきたが、令和２年度は補助事業者とも協議し、過去の実績値を参考に合理的な目標数値を反映させた。また、当初計画及び実施報告数値を並べて記載させることで、合理的かつ実効性のある目標となっているかを府として確認、指導できるようにした。 |
| 【意見70】概算払の必要性及びタイミングの検討  【商工労働部】 | 大阪府は，大阪府中小企業取引振興事業費補助金に関し，補助事業者の財政状況を踏まえた上で概算払の必要性，概算払のタイミングを検討した上で，概算払理由書に具体的に記載すべきである。 | 令和２年度以降、補助金交付申請に関し、概算払の必要性を具体的に記述している。また、概算払のタイミングについては、補助事業者へ預金残高シミュレーションの作成を求めるなど、資金繰りに困難を来たす前の適切な時期に交付するようにし、概算払理由書に具体的に記載することとした。 |
| 【意見71】仕入税額控除に関する報告の徴収  【商工労働部】 | 大阪府は，大阪府中小企業取引振興事業費補助金に関し，仕入税額控除を受けた場合にのみ補助事業者から大阪府に報告させるのではなく，仕入税額控除を受けたかどうかについて報告させるべきである。 | 平成30年度及び令和元年度補助金に係る仕入税額控除について、いずれの年度も該当ないとの報告を受けた。今後、消費税及び地方消費税の確定後速やかに、仕入税額控除の有無等について報告するよう、補助事業者に指示した。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 【意見72】大阪産業局に対する財政的関与のあり方  【商工労働部】 | 大阪府は，大阪府中小企業取引振興事業費補助金に関し，補助金交付という手法が妥当であるのかについて，大阪産業局と大阪府との関係のあり方も含めて検討すべきである。 | 大阪府は、大阪産業局を中小企業支援施策の推進体制における中核的支援機関と位置づけ、企業ニーズに応じた機動的な事業実施を可能とするため、府事業の一部を移管するとともに、必要な事業費を一本化した「大阪府中小企業支援交付金」制度を創設し、令和３年度から大阪産業局に対して交付予定。しかし法令を根拠に実施する取引振興事業は、事業手法や事業区分内での経費配分の変更に一定の裁量を認める交付金化は馴染まないため、引き続き従来の補助金として実施することとした。 |
| ８　大阪府小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金 | | |
| 【意見73】倒産比率の算定方法  【商工労働部】 | 大阪府は，大阪府小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金に関し，補助金額を算定する際に用いる倒産比率の算定において，より直近の経済情勢が反映されるような算定手法を用いるべきである。 | 貸与実績を基に算定している現行の算定手法は、現状を反映させた算定方法であると考えているが、現行の算定手法の精度を高めるため、今後は、直近の倒産比率と予想伸長率も併せて算出し、現行の算定手法と乖離していないかを確認することとした。 |
| ９　公益財団法人大阪産業振興機構人件費補助金 | | |
| 【意見74】交付要綱の作成  【商工労働部】 | 大阪府は，公益財団法人大阪産業振興機構人件費補助金に関し，交付金額の適正性，交付手続きの安定性，透明性を確保するため，交付要綱を作成するべきである。 | 令和３年度より、本補助金を「大阪府中小企業支援交付金」として一本化。これに伴い、大阪府補助金交付規則に基づく交付要綱を策定する予定である。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 【意見75】概算払の必要性及びタイミングの検討  【商工労働部】 | 大阪府は，公益財団法人大阪産業振興機構人件費補助金に関し，補助事業者の財政状況を踏まえた上で概算払の必要性，概算払のタイミングを検討した上で，概算払理由書に具体的に記載すべきである。 | 令和３年度から「大阪府中小企業支援交付金」として一本化された後も、概算払の必要性・タイミングを検討し、概算払理由書に具体的に記載する予定である。 |
| 【意見76】補助金交付開始当時の交付理由に関する検討  【商工労働部】 | 大阪府は，公益財団法人大阪産業振興機構人件費補助金に関し，補助金交付開始当時の交付理由が今も妥当するのか，金額の点も含めて検証し，検証の結果を積極的に府民に対し情報発信すべきである。 | 本補助金交付に当たって規模及び補助金額の妥当性については、毎年、補助金検査において検証を行っている。なお、令和３年度から「大阪府中小企業支援交付金」として一本化された後も、交付要綱に基づく検査や事業報告に対する評価などを実施の上、交付金事業として引き続き検証を行っていく。 |
| 【意見77】大阪産業局に対する財政的関与のあり方  【商工労働部】 | 大阪府は，公益財団法人大阪産業振興機構人件費補助金に関し，補助金交付という手法が妥当であるのかについて，大阪産業局と大阪府との関係のあり方も含めて検討すべきである。 | 大阪府は、大阪産業局を中小企業支援施策の推進体制における中核的支援機関と位置づけ、企業ニーズに応じた機動的な事業実施を可能とするため、府事業の一部を移管するとともに、必要な事業費を一本化した「大阪府中小企業支援交付金」を創設し、令和３年度から大阪産業局へ交付予定。本補助金は、府の国際ビジネス支援施策の推進に必要であるため、他の事業費と併せて当該交付金として交付する。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 第６　環境農林水産部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見 | | |
| １　地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所運営費交付金 | | |
| 【意見78】目的積立金の承認手続の記録化  【環境農林水産部】 | 大阪府は，地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所が目的積立金として整理する金額を承認する際，その検討過程が明らかとなるように，関係資料の提出を受け，ヒアリング等で確認した内容を記録化しておくべきである。 | 目的積立金の承認時において、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所より関係資料の提出を受け、経営努力として目的積立金に計上する経費については、根拠資料に基づきヒアリングを実施し内容の確認を行った。  また、ヒアリング結果について記録し、保管することとした。 |
| ４　大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電事業補助金 | | |
| 【意見79】補助対象経費の適正性確保のための相見積り  【環境農林水産部】 | 大阪府は，今後，大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電事業補助事業と類似の事業を実施する際には，太陽電池モジュール等の備品購入費や工事費の支出額の適正性を確認するために，補助対象事業者に対し相見積書の提出を求めるなどして，補助対象経費の適正性を確保すべきである。 | 本事業は平成30年度で終了した事業である。  今後、類似事業を実施する場合には、補助対象事業者に、備品購入費や工事費について相見積書の提出を求めるなど、補助対象経費の適正を確保する仕組みを取り入れる予定である。 |
| ５　大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金 | | |
| 【意見80】補助対象経費の適正性確保のための相見積り  【環境農林水産部】 | 大阪府は，今後，大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助事業と類似の事業を実施する際には，工事費や備品工事費の支出額の適正性を確認するために，補助対象事業者に対し相見積書の提出を求めるなどして，補助対象経費の適正性を確保すべきである。 | 本事業は令和元年度で終了した事業である。令和元年度事業実施前であった事業者に対し相見積書の提出を求め、補助対象経費の適正性を確保した。  また、今後、類似事業を実施する場合には、工事費等について相見積書の提出を求めるなど、補助対象経費の適正性を確保する仕組みを取り入れる予定である。 |
| ７　大阪府自然環境保全活動推進事業費 | | |
| 【意見82】趣旨目的を踏まえたPDCAサイクルの構築  【環境農林水産部】 | 大阪府は，大阪府自然環境保全活動推進事業費補助金の趣旨目的を踏まえた指標の設定など，効果検証のためのPDCAサイクルを機能させる仕組みを検討するべきである。 | 指標の設定（ボランティアの参加人数等）については、大阪府自然環境保全活動推進事業費補助金の趣旨目的を踏まえ、保全活動参加目標人数を地域ごとに設定した。  また、トラスト協会に対して定期的に参加実績人数の報告を求めるとともに、事業計画に基づく報告内容を精査し、ボランティア参加人数の向上が図れるよう助言等を行っている。 |
| 10　大阪府地域農政推進対策事業費補助金 | | |
| 【意見83】交付要綱の文言の明確化  【環境農林水産部】 | 大阪府は，大阪府地域農政推進対策事業費補助金の交付要綱において，補助事業の内容をより明確に記載すべきである。 | 指摘事項に基づき、大阪府担い手育成総合支援協議会事業実施要領に規定している事業内容を、大阪府地域農政推進対策事業費補助金交付要綱に別表１として記載した。 |
| 【意見84】契約書等における委託業務の範囲及び内容の明確化  【環境農林水産部】 | 大阪府は，大阪府地域農政推進対策事業費補助金に関し，補助事業者が業務を委託する際の契約書等において，委託業務の範囲及び内容を明確化するよう求めるべきである。 | 指摘事項に基づき、補助事業者に対し、委託先に対する契約書の内容を明確化するように求めた。補助事業者は、令和２年度より仕様書を作成し、委託業務の範囲及び内容を明確化した。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 15　持続的な森づくり推進事業（基盤づくり） | | |
| 【意見85】補助事業の効果を最大化するための働き掛け  【環境農林水産部】 | 大阪府は，林業関係補助金（持続的な森づくり推進事業（基盤づくり））の対象とされた区域の森林の状況を定期的に確認し，補助事業者に対し，本補助金の効果が最大化されるよう適切な働き掛けをすべきである。 | 事業実施地の森林施業を進めるため森林経営計画の実行状況の確認（毎年度始期と終期の２回）等を行い、その達成に必要な助言、指導等を行うとともに、基盤施設については、台風等により被害発生のおそれがある場合は速やかに被害の有無を調査させ、必要な補修等を実施させるなど適正な維持管理を行うよう働き掛けを行っている。  引き続き、本補助金の効果が最大化されるよう、補助事業者に対し適切な働き掛けを行っていく。 |
| 16　環境保全基金 | | |
| 【意見86】人件費積算の見直し  【環境農林水産部】 | 大阪府は，環境交流パートナーシップ事業委託に関し，環境交流パートナーシップ事業の予定価格の積算につき，特に人件費の積算が適切であるかを検証すべきである。 | 本事業は平成28年度から令和元年度まで実施した委託事業である。平成29・30年度は同一のNPO法人が受託したため、ボランティアの多用等により契約金額について経済的な金額となったものと考えられる。  予定価格の積算については、実態に即したものと考えていたが、その積算の前提となる想定時間数などの考え方が明確にされていなかったため、今後、類似事業を実施する場合には、交流会や講座等事業ごとの想定時間数を積算に適切に反映するとともに、継続事業の場合は、入札結果を踏まえ予定価格の検証を行うようにしていく。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 17　みどりの基金 | | |
| 【意見87】予定価格の検証  【環境農林水産部】 | 大阪府は，緑化樹配付業務委託について，設計書における積算方法の相当性の検証を含め，過度な価格競争による入札業者の固定化や品質の低下を生じさせないための工夫を検討すべきである。 | 令和２年度においては、予定価格の積算にあたり、市場価格を反映し予定価格と入札金額の乖離を改善する為、苗木の単価に係る見積依頼を７者に実施。  　見積価格（平均直下の価格）と公共資材価格との比較検討を行い、安価な方の価格を積算に用いる値として、取りまとめた。  　また、配付樹木を従来の高木（11種）の他に、低木・蔓植物（14種）を新たに追加し、全25種と多様化を図ることにより、入札業者の固定化等の改善を検討。  　令和２年度の緑化樹配付業務については、新型コロナウイルスに係る事業仕分けにより休止したが、今後は上記の内容に基づき、事業を行っていく。 |
| 【意見88】効果指標の設定等について  【環境農林水産部】 | 大阪府は，共生の森づくり活動運営業務委託について，森づくり活動を担う人材の育成について，その効果検証を定量的に行うことができるよう指標を設定し，寄附者により分かり易い事業評価情報を提供すべきである。 | 令和２年度以降においては、共生の森づくり活動運営業務仕様書の中で、受託事業者が森づくり活動を担う継続参加者の人数を府に報告するよう求めることとした。  府はこの報告等に基づき、森づくり活動を担う人材育成の効果検証を定量的に行うことができるよう指標を定め、これを評価情報として寄附者に提供する予定。  令和２年度の本業務については、新型コロナウイルスに係る事業仕分けにより休止したが、今後は上記の内容に基づき、事業を行っていく。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 第７　住宅まちづくり部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見 | | |
| １　大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助金 | | |
| 【意見89】入居者について暴力団排除の実効性を図る仕組みの導入  【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，大阪府特定優良賃貸住宅の入居者が大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である場合又は暴力団の利益によると認められる場合もしくはそのおそれがあると認められるときは，認定事業者に対し，家賃減額分相当額の補助をすることがないよう，実効性のある仕組みを設けるべきである。 | 大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要領の一部を改正し、補助金の対象住宅の入居者が暴力団員等である場合について補助金の対象から除外することとした。  また、その実効性を確保するため、入居時及び毎年度実施する家賃減額に伴う入居者負担額の認定に際して、各入居者から認定事業者に対して、暴力団員等でない及び誓約に反した場合には家賃減額を取り消されても異議はない旨の誓約書を徴することとした。（令和３年４月１日改正） |
| 【意見90】概算払を行うか否かの実質的な検討  【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助事業において，家賃減額分の補助金交付決定をした場合，年度当初に，全補助事業者に対し，一律に，賃貸住宅経営の資金繰りの課題を理由とする概算払による経費支出を予め決定するとの事務手続は改めるべきである。 | 年度当初に、全補助事業者に対し、一律の概算払による経費支出を、概算払理由書による個別判断に改めた。（令和２年度より改正） |
| ２　大阪府高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金 | | |
| 【意見91】補助金交付要領における暴力団排除条項の定め  【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，大阪府高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要領において，認定事業者が暴力団員等である場合には，当該事業者は補助金の交付を受けることができないことを明確に規定すべきである。 | 大阪府高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要領の一部を改正し、認定事業者、当該賃貸住宅への入居者が暴力団員等である場合には、当該事業者は補助金の対象から除外することとした。（令和３年４月１日改正） |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| ３　府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金 | | |
| 【意見92】要綱における暴力団排除条項の導入  【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱に暴力団排除条項を設けるべきである。 | 大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱に暴力団排除条項を記載済み。（令和２年４月１日改正） |
| 【意見93】補助金の効果測定及び補助事業の効果達成のための取組  【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金の補助対象事業のうち，耐震診断については，単に当該年度に耐震診断を行ったかだけではなく，その後の耐震設計や耐震補強等の取り組みが適切になされているか調査等した結果をもって補助事業の評価及び効果測定を行うべきである。 | 耐震性が不足する建物の全所有者に対して、個別訪問等による状況確認を随時行い、令和２年度の「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」の中間検証の中で、これまで講じてきた取組の評価及び効果測定を行うとともに、今後の対応の方向性を検討した。  今後も引き続き、耐震性不足の所有者に対し、耐震設計や耐震補強等へつなげるきっかけづくりとして、専門家派遣等を行うなど、補助事業の効果を高める取組を実施していく。 |